



南砺市告示第170号

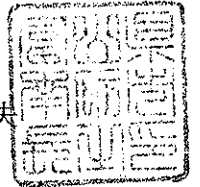
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営経営体育成基盤整備事業北山田南部地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年12月25日

南砺市長 田中幹夫



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「東殿」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	宗守	33の1の一部、34の一部、44の一部、45、46の一部、 47の一部、48の一部、49の一部、50の一部、52の一部、 53の一部、54の一部、55から60まで、61の1、61の2、 62の1、62の2、63の1、63の2
	高島	244、271の一部、715の一部、749、751、2007の一部、 3029の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「徳成」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
南砺市	利波河		123の1の一部、123の2の一部、 124の1の一部、124の2、125の1、125の2、 126の1、126の2、127の1、127の2、128、 129の1、129の2、130の1、130の2、 131の1、131の2、 132の1から132の4まで、133の1の一部、 133の2の一部、133の3の一部、133の5、 143の一部、144の一部、179の1、179の2、 180の1の一部、180の2の一部、181の一部、 182の一部、183の一部、184の一部、 188の一部、189の一部、193の一部、 194の一部、206、207、208の一部、 2015の一部、2016、3016の1の一部、 3016の2の一部、3019、3020
	信末		70の2、71の2、72の2、125の2
	東殿		23の1、24の1の一部、73の一部、74、 75の一部、118の一部、119、120の一部、

			170の一部、171の一部、172の一部、 226の一部、227の一部、228の1の一部、 296の1の一部、296の2の一部、 296の3の一部、297の一部、298の一部、 300の一部、366の一部、367の一部、 368の一部、431の一部、462の1の一部、 462の2の一部、463、464、465の1、465の2、 466から468まで、469の1、469の2、 504の一部、505から508まで、509の一部、 510の一部、511の一部、512、513、 3001の2の一部
	天池	二番野島	1583の2の一部、1584の2、1585の2、 1586の2、1587の4、1587の5、1588の4、 1588の5、1589の2の一部、1608の1、 1608の2の一部、 1609の1から1609の3まで、 1610の1から1610の6まで、 1611の1から1611の4まで、1612の1、 1612の2、1613、1614の1の一部、 1614の2の一部
	鍛冶	川西島	117の2、117の3、118から121まで、122の1、 122の2、123から125まで、126の1、126の2、 127
	在房	三番野	2986、2987、2988の1、2993の1、 2994から2997まで、3002の一部、 3003の一部、3004の一部、3005の一部、 3006の1の一部、3006の2の一部、3007の1、 3007の2の一部、3008から3012まで

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「利波河」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	徳成		6の1の一部、6の2の一部、9、10の一部、 11の一部、79の1の一部、79の2の一部、 91の1の一部、91の2、91の3、 92の1の一部、92の2の一部、93の一部、 94の一部、95の一部、96、97の一部、 98の一部、143の1の一部、143の2の一部、 132の一部、133の一部、134の1の一部、 134の2の一部、135の2の一部、144の2、 145の1、145の2、146、147、148の一部、 149の一部、156の1、157、157の2、157の3、 158、159、355の3、355の4、391の一部
	信末		216の3、216の4、217の2、218の2、 259の2、260の3
	天池	二番野島	1583の1、1584の1、1585の1 1589の2の一部、1590の2の一部、 1591の2の一部、1592の2の一部、 1593の3の一部、1594の2の一部、 1595の2の一部、1600の1の一部、1600の2、 1601の1の一部、1601の2、1602の1の一部、 1602の2、1604、1605の1、1605の2、 1606の1、1606の2、1607の1から1607の3、 1608の2の一部、1608の3、1615
	在房	三番野	2988の2、2989の1、2989の2、2991、 2992の2、2993の2、2998の3、2999の1、 2999の5から2999の8まで、3001、 3002の一部、3003の一部、3004の一部、 3005の一部、3006の1の一部、 3006の2の一部、3007の2の一部
	鍛冶	三番野島	392の一部、397の1の一部、397の2の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「宗守」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	東殿	403の一部、404の一部、407、408の一部、432の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「高島」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	東殿	139の一部、140の一部、197の一部、610の一部、 2006の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「信末」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	利波河	169の2、170の2、171、172の2、197の2、198の1、 199の2、2002の2、2009の6、2013の2、2014の2、 2019の1の一部、2019の2、2021の2、2024の3、 2024の4、3002の3から3002の5まで、3003の3、 3017の3、3017の4、3018の2
	徳成	160の3、182の2、183の2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「天池」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
南砺市	鍛治	三番野島	391、392の一部、392の1、392の2、393の1、 393の2、394の1、394の2、395、396、 397の1の一部、397の2の一部
	在房	三番野	3002の一部、3003の一部、3004の一部
	利波河		208の一部、3016の1の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「鍛冶」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	天池	二番野島	1577 の 6、1578 の 6、1579 の 6、1581 の 2、 1582 の 2、1583 の 2 の一部、1614 の 1 の一部、 1614 の 2 の一部
	在房	三番野	117 の 1

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	鍛冶	川西島	95 の 1、95 の 2、96 の 1、96 の 2、97、98 の 1、 98 の 2、99 の 1、100 の 7、100 の 8、101 の 5、 104、105 の 1、105 の 2、106 の 1、106 の 2、 107 の 1 から 107 の 4 まで、 108 の 1 から 108 の 5 まで、 109 の 1 から 109 の 3 まで、 110 の 1 から 110 の 3 まで、 111 の 1 から 111 の 7 まで、112 から 115 まで、 116 の 1、116 の 2
	天池	二番野島	1600 の 1 の一部、1601 の 1 の一部、 1602 の 1 の一部、1603、1616、1617 の 1、 1617 の 2、1618

上記の区域内にある市有地の全部を含む。